

横浜市職員共済組合 組合員の皆様

横浜市職員共済組合

健康保険証廃止に伴う健診等受診方法について（通知）

日頃から、横浜市職員共済組合（以下、「当組合」という）の保健事業に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合が提供する特定健康診査、総合健診及びがん検診（以下、「健診等」という）の受診時には、資格確認のために健康保険証を御持参いただいています。この度、健康保険証の新規発行停止に伴い、健康保険証の代わりとなるものをお知らせします。

なお、発行済みの健康保険証は最大 1 年間回収しませんので、当面の間は引き続きお手元の健康保険証を御持参ください。健康保険証の新規発行停止後に当組合へ加入された方は、マイナ保険証や資格確認書等を御持参ください。

1 主な資格確認方法（いずれかをお持ちください）

(1) 健康保険証（組合員証・被扶養者証）をお持ちの場合

健康保険証

※発行済みの健康保険証については、新規発行停止後最大 1 年間回収しない予定です。

(2) 健康保険証（組合員証・被扶養者証）をお持ちでない場合

No	持ち物	備考
1	マイナ保険証+予約確定通知	予約確定通知は、予約申込後に委託先：(株)ベネフィット・ワンからメール又ははがきにて送付します。
2	資格確認書	発行には条件があります。

※「マイナポータルの資格情報画面」又は「マイナ保険証+資格情報のお知らせ」を御提示いただく方法もあります。詳細は、受診を希望される健診機関へお問い合わせください。

※「共済組合の指定健診機関一覧」（約 50 機関）に記載されていない医療機関等で、特定健康診査を受診する場合、「予約確定通知」は発行されません。資格確認方法は、受診を希望される医療機関等にお問い合わせください。

2 取扱い開始日

令和 6 年 12 月 2 日

3 留意事項

- (1) 健診機関によっては、マイナ保険証等に対応できないことがあります。健康保険証以外をお持ちいただく場合は、必要に応じて事前に健診機関へ確認を取ってください。
- (2) 受診日当日、何らかの理由により資格が確認できない場合は、必ず健診機関から当組合へ御連絡いただくようお願いください。
- (3) 本通知は、当組合が実施する健診等受診時の資格確認方法です。保険診療による場合は、この限りではありませんので御留意ください。

横浜市職員共済組合 医療福祉課福祉事業係
高谷、岡田、永松

TEL : 045-671-3400 FAX : 045-641-0915